

日金協発第21-18号  
平成21年 5月11日

アシスト信販  
代表者 鈴木 孝史 殿  
(日本貸金業協会会員第003525号)

日本貸金業協会  
会長 小杉 俊二

### 会員権の消滅について（通知）

貴殿は、宮城県知事より平成21年4月27日付で、貸金業法第24条の6の5第1項第1号の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第11条第2項の規定によりその旨通知します。

以上